

神奈川県高校生等奨学給付金に関するお知らせ

神奈川県高校生等奨学給付金とは…

授業料以外の教育費にご活用いただける返還不要の給付金です

高校生等奨学給付金は、奨学給付金（通常）と奨学給付金（家計急変世帯対象給付）の2種類があります。審査は学校が行い、ほかの奨学金との併願が可能*です。

通常の奨学給付金の対象にならないご家庭でも、今後のご家庭の状況により家計急変世帯対象給付の対象になる可能性もございますので、よろしければご一読ください。

なお、このお知らせには大まかな申請要件しか載せておりませんので、申請を希望される場合は2枚目以降の【概要版】および申請希望者に配付する【詳細版】を必ずお読みください。

*出願予定の奨学金が併願できる場合に限ります。

1. 高校生等奨学給付金（通常）

申請方法：原則、オンライン申請になります。

オンライン申請をする環境がない・操作が難しいといった特別な事情がある場合、書面での申請も受け付けます。ご希望の方は事務室で申請用紙を受け取ってください。

なお、高校生等奨学給付金（早期給付・1年生対象）を申請された方は、書面での申請のみ受付となりますので、事務室で申請用紙を受け取ってください。

対象世帯：

- ・令和7年度の住民税所得割が非課税である世帯
- ・生活保護（生業扶助）受給世帯

申請期限：令和7年11月28日（金）



2. 高校生等奨学給付金（家計急変世帯対象給付）

申請方法：書面での申請のみ

ご家庭の状況などをお伺いする必要がございますので、まずはお電話でご相談ください。

対象世帯：

- ・家計急変による経済的理由により、保護者全員の年収見込みが住民税所得割非課税相当になったと認められること。

申請期限：令和7年11月28日（金）

お知らせ【詳細版】の書類を受取希望する場合は下の奨学給付金書類引換券を事務室にご持参ください。（必要書類の取違を防止するためご協力をお願いします。）

----- < キトリ -----

奨学給付金書類引換券

以下の書類について希望します。

（希望するものに✓を入れ、切り取り線で切って事務室までご持参ください。）

- 高校生等奨学給付金（通常）のお知らせ（詳細版）
- 高校生等奨学給付金（通常）のお知らせ（詳細版）および電子申請マニュアル
- 高校生等奨学給付金（通常）のお知らせ（詳細版）および申請書類

年 組 番 氏名：

(付録) 課税状況等による奨学給付金対象確認リスト

海外赴任のご家庭は非課税であっても、審査対象外となります。

○通常のみ対象



○家計急変給付対象となる可能性がある方



○対象外



問合せ先 神奈川県立鎌倉高等学校事務室 奨学給付金担当

電話 0467-32-4851 (受付対応時間：平日9：00～15：30)

令和7年度

神奈川県高校生等奨学給付金 (通常給付・県立全日制)

**授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金 (申請必要)
生活保護 (生業扶助) 受給世帯・住民税所得割非課税世帯が対象**

1 申請できる方 令和7年7月1日現在で次の要件のすべてを満たす世帯

(1) 保護者の方が神奈川県内に住所を有していること。

- 神奈川県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問合せください。
- 都道府県によって申請期限が異なりますので、お早めに（できれば7月中に）ご確認ください。

(2) 生活保護 (生業扶助) 受給世帯または住民税所得割非課税世帯であること。

- 生活保護 (生業扶助) 受給世帯（以下「生活保護世帯」という。）の確認は、令和7年7月1日現在の生業扶助の措置状況で確認します。
- 住民税所得割非課税世帯（以下「非課税世帯」という。）の確認は、保護者全員の令和7年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額で確認します。

※ 海外赴任等で日本国内に住所を有しないため非課税である場合は対象外となります。

(3) 対象となる高校生等が高等学校等に在籍していること。

- 高校生等とは、就学支援金又は学び直し支援金の受給資格を有する生徒です。
- 高校生等が児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）に入所又は里親に養育されており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は対象外となります。
- 高等学校等とは、高等学校（別科を除く。）、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものをいいます。

2 申請期間 令和7年7月1日（火）～令和7年11月28日（金）

- 令和6年度から電子申請を導入しています。詳細は申請マニュアル等をご確認ください。
- なお、電子申請が不可能な場合や著しく困難な場合は、申請書（紙）での申請も受け付けますので、学校担当者までお申し付けください。
- 書類審査がありますので、お早めにご提出ください。
- 高校生等を複数扶養している場合は、それぞれの高校生等について申請が必要です。

3 支給時期 申請月の2か月後の末頃を予定 (例) 7月申請⇒9月末頃支給

- 申請が集中した場合は、支給時期が遅くなる場合があります。
- 非課税世帯の方で、個人番号（マイナンバー）を利用した収入状況確認を希望した場合、非課税証明書等を利用した場合よりも支給時期が更に2～3週間程度遅くなる可能性があります。

4 非課税世帯の方で個人番号(マイナンバー)を利用する方

- 神奈川県高校生等奨学給付金(通常給付・国公立)詳細版>の3ページをご覧ください。

詳しいお知らせ や 申請書類 は、事務室に用意していますので、お申し出ください。
問合せ先:神奈川県立鎌倉高等学校 事務室 電話 0467-32-4851

高校生等奨学給付金（通常給付）対象者及び給付額確認シート

令和7年7月1日現在、保護者の方は神奈川県内にお住まいですか？

は い

いいえ

都道府県ごとに申請期間が異なりますので、早急にお住まいの都道府県にお問合せください。

令和7年7月1日現在、高校生等は学校に在籍していますか？

は い

いいえ

該当しません。

（休学又は7月2日以降の入学の場合はお問い合わせください。）

令和7年7月1日現在、高校生等は生活保護（生業扶助）を受けていますか？

は い

いいえ

保護者全員の令和7年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額は0円（非課税）ですか？

は い

いいえ

該当しません。

「生活保護世帯」の給付額です

国公立：32,300円
私立：52,600円

※ 保護者の方に令和7年度の住民税所得割が課税されている方がいる場合は対象外

「非課税世帯」の給付額です。

高校生等が7月1日時点で在籍している課程に応じて、給付額が異なります。

（国公立）

- ・全日制：143,700円
- ・定時制：143,700円
- ・通信制： 50,500円

（私立）

- ・全日制：152,000円
- ・定時制：152,000円
- ・通信制： 52,100円

令和7年度

神奈川県高校生等奨学給付金 (家計急変世帯対象給付・県立全日制)

授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金(申請必要)

家計急変により保護者全員の年収見込が非課税相当となった世帯が対象

1 申請できる方 次の要件のすべてを満たすことが必要です。

- (1) 家計急変による経済的理由により、保護者全員の年収見込が住民税所得割非課税相当になったと認められること。

<住民税所得割非課税に相当する年収見込> 9名扶養以上の場合はお問合せください。

扶養人数	0名扶養	1名扶養	1名扶養 ※ひとり親世帯	2名扶養	3名扶養
①個人事業者	450,000円以下	1,120,000円以下	1,350,000円以下	1,470,000円以下	1,820,000円以下
②給与所得者	1,000,000円未満	1,704,000円未満	2,044,000円未満	2,216,000円未満	2,716,000円未満
扶養人数	4名扶養	5名扶養	6名扶養	7名扶養	8名扶養
①個人事業者	2,170,000円以下	2,520,000円以下	2,870,000円以下	3,220,000円以下	3,570,000円以下
②給与所得者	3,216,000円未満	3,704,000円未満	4,140,000円未満	4,576,000円未満	5,016,000円未満

- 保護者が複数いる場合は、それぞれの保護者について年収見込を確認してください。
- 個人事業者は、家計急変後の年収見込（売上－必要経費）が①に該当すること。
- 給与所得者は、家計急変後の年収見込（通勤手当を除く給与収入）が②に該当すること。
- 保護者全員の令和7年度の住民税の所得割が非課税である世帯、又は令和7年7月1日現在、対象となる高校生等が生活保護（生業扶助）を受給している世帯は、通常給付でご申請ください。

(2) 保護者の方が認定基準日に神奈川県内に住所を有していること。

- 神奈川県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問合せください。

(3) 対象となる高校生等が認定基準日に高等学校等に在籍していること。

- 高校生等とは、就学支援金又は学び直し支援金の受給資格を有する生徒です。
- 高校生等に生活保護（生業扶助）が措置されている場合は支給対象外となります。
- 高校生等が児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）に入所又は里親に養育されており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は支給対象外となります。
- 高等学校等とは、高等学校（別科を除く。）、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くもののをいいます。

◆ 認定基準日

- ・ 令和7年7月1日以前に家計が急変した場合は、令和7年7月1日が認定基準日となります。
- ・ 令和7年7月2日以降に家計が急変した場合は、家計が急変した月の翌月（家計が急変した日が月の初日である場合は、家計が急変した月）の1日が認定基準日となります。

2 申請期限 令和7年11月28日（金）※審査がありますので、お早めにご申請下さい。

- 高校生等を複数扶養している場合は、それぞれの高校生等について申請が必要です。

3 支給時期 申請した月の2か月後の末頃を予定 (例) 7月申請⇒9月末頃支給

- 申請が集中した場合は、支給時期が遅くなる場合があります。

詳しいお知らせ や 申請書類 は、事務室に用意していますので、お申し出ください。

問合せ先:神奈川県立鎌倉高等学校 事務室 電話 0467-32-4851

高校生等奨学給付金（家計急変世帯対象給付）対象者及び給付額確認シート

認定基準日現在、保護者の方は神奈川県内にお住まいですか？

は い

いいえ

都道府県ごとに制度が異なります
ので、お住まいの都道府県にお問
合せください。

認定基準日現在、高校生等は学校に在籍していますか？

は い

いいえ

該当しません。

認定基準日現在、高校生等は生活保護（生業扶助）を受けていますか？

は い

いいえ

保護者全員の令和7年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額は0円
(非課税)ですか？

は い

いいえ

家計急変により保護者全員の年収見込が非課税相当となりましたか？

は い

いいえ

該当しません。

家計急変世帯に該
当しませんが、通
常給付の申請が可
能※です。

※生活保護世帯
は、令和7年7月1
日現在、生活保護
(生業扶助)を受け
ている場合に限
ります

高校生等が認定基準日時点で在籍している課程に応じて、給付額が異
なります。

(国公立)

- ・全日制：143,700円
- ・定時制：143,700円
- ・通信制： 50,500円

(私立)

- ・全日制：152,000円
- ・定時制：152,000円
- ・通信制： 52,100円

◆上記の単価は年額の例です。7月2日以降に家計急変した場合は、認定基準日以降の月数に応じた月割額
となりますので、上記の単価とは異なります。